

厚生労働省発健生 0324 第 1 号
令和 8 年 3 月 25 日

食品安全委員会

委員長 祖父江 友孝 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎
(公 印 省 略)

食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を
行うことが明らかに必要でないときについて (照会)

食品安全基本法 (平成 15 年法律第 48 号) 第 24 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、と畜場
法 (昭和 28 年法律第 114 号) 第 14 条第 6 項第 2 号の厚生労働省令を制定し、又は改廃し
ようとするときには貴委員会の意見を聴かなければならないこととされているところ、と
畜場法第 14 条第 6 項第 2 号の規定に基づき、と畜場法施行規則 (昭和 28 年厚生省令第 44
号) 別表第 3 を別紙のとおり改正する場合は、その内容から食品安全基本法第 11 条第 1 項
第 1 号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解
してよろしいか。



(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第三(第十四条、第十六条関係)</p> <p>Q熱、悪性水腫、白血^{しゆ}病、リステリア症、痘病、膿^{のう}毒症、敗血症、尿毒症、黄疸^{だん}、水腫^{しゆ}、腫瘍^{しゆよう}、旋毛虫病その他の寄生虫病、中毒諸症、放線菌病、ブドウ菌腫、熱性諸症、外傷、炎症、変性、萎縮^い、奇形、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい、注射反応(生物学的製剤により著しい反応を呈しているものに限る。)及び潤滑油又は炎性産物等による汚染</p>	<p>別表第三(第十四条、第十六条関係)</p> <p><u>ランピースキン病</u>、Q熱、悪性水腫^{しゆ}、白血^{しゆ}病、リステリア症、痘病、膿^{のう}毒症、敗血症、尿毒症、黄疸^{だん}、水腫^{しゆ}、腫瘍^{しゆよう}、旋毛虫病その他の寄生虫病、中毒諸症、放線菌病、ブドウ菌腫、熱性諸症、外傷、炎症、変性、萎縮^い、奇形、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい、注射反応(生物学的製剤により著しい反応を呈しているものに限る。)及び潤滑油又は炎性産物等による汚染</p>

と畜場法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

1. 改正の趣旨

- と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項から第 5 項までに基づく都道府県知事によると畜検査は、同条第 6 項において、
 - ・ 家畜伝染病及び届出伝染病（同項第 1 号）
 - ・ 家畜伝染病及び届出伝染病以外の疾病であって厚生労働省令で定めるもの（同項第 2 号）等の有無について行うこととされている。

- ランピースキン病については、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の改正により、届出伝染病の対象から削除されたが、当該疾病を公衆衛生上の見地から引き続きと畜検査の対象とするため、法第 14 条第 6 項第 2 号に基づき、と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表 3 にランピースキン病を追加したところである。

- 今般、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）の改正案の成立を前提にすると、ランピースキン病が家畜伝染病の対象疾病に新たに規定されることから、法第 14 条第 6 項第 2 号に基づき、と畜場法施行規則別表第 3 で規定されるランピースキン病を削除する必要がある。

2. 改正の概要

- と畜場法施行規則別表第 3 から「ランピースキン病」を削除する。

3. 根拠条項

- 法第 14 条第 6 項第 2 号